

都市再生安全確保計画(素案)についての意見等

資料3

2-1 「都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理」

項目	意見・質問	対応・回答
P6	「都市再生安全確保施設」を整備することにより、駅前滞留者19,000人のうち、どの程度の帰宅困難者数の受け入れ可能か。	10施設で合計約8,500人が受入れ可能となり、駅前滞留者の想定数の半分弱の確保状況となります。 現在、周辺の民間事業者に対して協力を呼びかけているところですが、開設時の責任問題への対応も大きな課題となっていることから、国に対してその解消も要望するなど、一時滞在施設の確保に向けて引き続き取り組んでまいります。
	一時滞在施設として位置づける「川崎アゼリア」について、災害発生時における耐震、照明、空調等の安全性はどう考えているのか。	川崎アゼリアは、建築基準法による新耐震基準を満たした耐震設計で、1986年(昭和61年)に建築されています。 東日本大震災でも、照明、空調等ライフラインに支障はありませんでした。さらに、災害発生に備え、昨年非常用発電機の更新を行い性能アップを図っています。 なお、一時滞在施設の開設にあたっては、建物管理者により建物内外の損傷等の確認を行い、安全が確認された後開設されることとなりますが、損傷状況によっては、開設できない場合もあります。
	川崎アゼリアでの情報伝達施設の事業に係る事項の実施期間をH27に、管理に関する事項の実施期間をH28～にそれぞれ修正していただきたい。	ご意見を反映しました。

2-3 「滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務」

別冊 川崎駅周辺の災害時における行動ルール(案)

P5 自助	重症者等の搬送について 通常であれば、要請に基づき救急隊が病院に搬送いたしますが、震災時等は多くの傷病者の発生が予測され、救急隊も最大限活動いたしますが、限られた救急隊数では搬送に非常に時間が掛かることが考慮されることから、帰宅困難者収容施設内で発生した救急事案については、近くの救護所又は病院に搬送する体制・手法を事前に検討し、実施していただくことにより、いち早い処置が可能になると思われ ます。	負傷者対応については、駅周辺の帰宅困難者だけでなく、他の一般の負傷者と同様に地域全体の課題であることから、災害時における医療救護体制として、区の協議会等で検討を進め、その検討内容をこの協議会においても情報共有してまいります。
----------	---	--

<p>P10 施設ごとのとるべき対応 (役割・活動)</p>	<p>東西自由通路の滞留状況確認や入場制限に係る担当部署の連絡先、東西自由通路の施設点検方法、入場制限方法は。 JR川崎駅においてトイレの開放は施設の安全確認後となるため、修正いただきたい。</p>	<p>連絡先は、川崎区役所危機管理担当です。川崎区役所危機管理担当から、川崎駅東西自由通路等周辺施設警備保安業務委託を所管する川崎区役所道路公園センターに確認する流れとなりますが、滞留状況確認、入場制限の実施の有無の確認・指示等については、災害発生後の電話等通信手段の状態に影響されます。 施設点検方法については、警備員が東西自由通路の通路床、柱、看板、壁その他設備の不良個所の確認、照明器具転倒確認を主に目視により実施します。 東西自由通路に過度の滞留の発生が確認された場合は、臨機の措置としてエスカレーターやエレベーターの停止により、通路内への侵入を抑制することが想定されます。 次に、駅舎内におけるトイレ・休憩スペースの確保の件については、施設の安全確認後の対応となるよう、記載内容を修正します。</p>
	<p>警察では災害時は救出救助、緊急交通路、火事場泥棒等犯罪の緊急110番への対応が最優先事項となる。しかし、東日本大震災の場合のように大きいな被害がない場合はその限りでもないので、警察欄の冒頭に「災害の状況に応じ」若しくは、「甚大災害は、救出救助、緊急交通路の策定等を優先して行う。」と修正されたい。 市(区)本部はほとんど情報を収集し発信するのみの役割になっている。市職員も避難誘導等の実施部門に人員を割くべきである。市防災計画に派遣部門人員等を明記するとともに、川崎駅に直近する市役所が現地に避難誘導員(責任ある者)を派遣する必要があるため、市本部の欄に、「災害の状況に応じて、行政、警察、事業者等が連携した避難誘導を実施」を追加すべき。</p>	<p>今回の行動ルールでは、川崎市直下の地震が発生した場合を想定しておりますが、東日本大震災時のように川崎駅周辺の被害が小さい場合もあり、災害の状況に応じた対応という点は、すべての実施主体にも言えます。このことから、項目の名称欄に「※災害の状況に応じて可能な限り実施」と追加いたします。 市・区の対応は川崎市地域防災計画に位置づけており、様々な広報媒体による情報発信、防災関係機関への伝達のほか、関係機関との連携によって混乱防止措置を実施するとしています。具体的な人員派遣としては、情報発信拠点の設置、一時滞在施設への備蓄品搬入、東西自由通路の警備等による避難誘導や安全確保の措置が考えられます。 なお、関係者間の連携による避難誘導について、改めて記載すべきという御意見でしたので、区本部の欄に、「行政、警察、事業者等が連携した避難誘導の実施」、市本部に「支援要員の派遣等による避難誘導の実施」と記載を追加します。また、市の体制が分かりづらい表現でしたので、区本部、市本部、消防の欄に「市役所」と記載を追加します。</p>

	<p>市(区)本部に「状況に応じ避難誘導要員に消防署員を投入する。」を追記されたい。警察も消防も帰宅困難者対策以上に災害時には実施する役務がある。市消防にあっても公助として、状況に応じ避難誘導要員を出す必要があると考える。</p>	<p>消防も避難誘導員として出てるべきだという御意見ですが、消防は、消火、救助活動等に伴う避難誘導は当然行うこととなります。消火、救助等の活動として含まれているということで御理解願います。 なお、消防の役割として、「消火、救助、危険排除(塀の倒壊対応等)活動」を追加いたします。</p>
	<p>市立中学校・高校では保護者と確認している手段で下校させることとなっている。企業に合わせて、「施設内で保護」に修正されたい。</p>	<p>ご意見を反映しました。</p>
P11・12 情報発信 の流れ	<p>駅外に河川情報表示板やアゼリアビジョンのようなデジタルサイネージの設置は検討しないのか？</p>	<p>駅前広場等へのデジタルサイネージの設置については関係者と検討を行いました。計画に記載するまでの内容には至っておりません。行動ルール案では、周辺の関係者がテレビやラジオのほか、ホームページやメール、ツイッターなどで市の災害情報等を確認し、駅前滞留者に対して各種の情報を提供する地域をあげた支援体制の構築による対応としてとりまとめています。</p>
P17 一時滞在 施設	<p>帰宅困難者対策訓練で、アゼリアが主要な帰宅困難者の一時滞在施設場所として設定されていましたが、津波や川(多摩川、鶴見川)の氾濫を想起すると、アゼリアを主要な一時滞在場所と位置付けしておくことは心配です。 地下は不向きなのではと考えております。 高いビル(民営も含めて)への避難の想定はどのくらい取り組まれているのでしょうか。</p>	<p>川崎アゼリアは、東日本大震災の発生当時にも川崎市内で最も多くの帰宅困難者を受け入れた施設であり、津波につきましても、最も影響が大きい慶長型地震でも浸水エリア外となっております。 また、川の氾濫につきましては、平成13年に浸水予測シミュレーションを行い、地上への避難計画を策定しております。 さらに、地上からの浸水を防ぐため、地上部出入口に止水板を設置してあります。 なお、一時滞在施設は高層階の施設も含めて確保を進めておりますが、一時滞在施設の開設にあたっては、施設の点検により安全を確認することとなっております。</p>
P21・22 帰宅困難 者への支 援内容	<p>「CPR」を「心肺蘇生法」と認識できる人は少ないと思われる。「心肺蘇生法(CPR)」のように併記としたほうがよい。</p> <p>駅利用者は駅構内で滞留とあるが駅構内での滞留旅客数は限りがあるため削除されたい。</p>	<p>ご意見を反映しました。</p> <p>JR東日本においては、大規模地震に備えた駅の取組として利用客を「一時滞在場所」に案内することとしており、川崎駅についても案内できる駅として位置づけていただいておりますが、収容能力を超えた場合は一時滞在施設に誘導するというので、記載内容を一部修正します。</p>

<p>P21・22 帰宅困難者への支援内容</p>	<p>地震発生当時にその場にいた客の対応しか記載がないが、帰宅困難者は歩いて帰宅を開始する。その者も事業者が避難誘導を行うのか。</p> <p>物資の補充、長期化した場合の一時滞在施設の集約方法、代替輸送の検討等24時間以降動きがわからない。今後の課題として同項目を入れるべきではないか。</p> <p>代替輸送については、災害時要援護者の概念に旅行者等の遠距離者が入っていない事から、「等」を付け入るか、「及び遠距離の旅行者等」を付けてはどうか。</p>	<p>川崎市内で発生する多くの徒歩帰宅者は、東京ー横浜間を通る幹線道路で発生することが予想されます。これらの方へは市域を超えた広域的な支援対応が必要であり、九都県市で共同して災害時帰宅支援ステーションの確保を進めていますが、その場所では水道水、トイレ、道路等の情報の提供による支援であり、事業者による避難誘導は考えておりません。</p> <p>行動ルールは発災後数日間を想定しています。2日目以降の対応は、一時滞在施設の紹介部分(17ページ)に記載しているとおり、滞留人員や被災状況によって調整することとしています。備蓄品は現在1晩分を備蓄しており、2日目以降で備蓄が不足した場合は、他の区域からの備蓄の融通や、応急給水拠点、流通備蓄、救援物資を充てることとなります。</p> <p>代替輸送等の検討につきましては、国が中心となって検討を進めておりますので、その状況について「6 支援の期間」として記載を追加します。</p> <p>なお、内閣府等による首都直下地震帰宅困難者対策連絡調整会議では、帰宅困難者等の代替搬送について検討を進めていますが、その対象となる特別搬送者としては、主に災害時要援護者としています。遠距離の旅行者等については特段の検討は進められていないため、首都圏全体の動きに合わせて、対象とはしないこととします。</p>
<p>P26 公衆電話</p>	<p>JR川崎駅には公衆電話は撤去されたので削除されたい。</p>	<p>公衆電話の設置図は、NTT東日本がホームページにより公開しているデータです。しかし、実際の設置状況とは異なる表示が多いことから、公衆電話マップを新たに作成いたします。</p>
<p>P26 公衆電話</p>	<p>公衆電話設置場所の地図(NTT東日本ホームページ引用)が添付されたが、災害時に無料開放となり、情報収集のひとつのツールとして活用できるNTTの「光ステーション」の設置場所一覧も添付したらどうか。</p>	<p>大きな地震が発生すると、電話が繋がりにくくなることから、公衆電話の需要が高まることが想定されます。NTT東日本では避難所及び一時滞在施設への災害時特設公衆電話の整備を進めていただいておりますが、常設の公衆電話がどこにあるかについて地域で案内しやすいように地図を載せております。</p> <p>なお、NTT東日本の光ステーションのWi-Fiスポットをはじめ、多くの事業者による各店舗へのWi-Fiスポットの設置が進んでおりますが、利用できるWi-Fiスポットについては各自で通信端末を使用して検索することができます。</p>

川崎駅周辺の災害時における行動ルールの作成を受けた今後の対応

	<p>都心に住む市民の安全と安心を確保するためには、施設や設備のハード面のそなえだけでなく、情報を的確に得て行動するためのソフト面での対応が必要。教育文化会館では区役所と連携して、防災関連の講座を開設し、市民の防災への理解を深めることができるようにしていく。</p>	<p>各施設での防災の取組内容について地域で共有するなど、互いに防災力の向上を図っていくことは大変重要です。このような講座や救急救命講習、一時滞在施設の開設訓練の実施などの防災・減災に向けた取組状況について、この協議会でも紹介いただければと考えております。</p>
--	---	--

その他誤字、時点修正、追加事項等

P2	<p>(誤字修正) 「要援護者」 「購入」</p>	<p>「災害時要援護者」 「導入」</p>
P4	<p>(誤字修正) 「取組み」</p>	<p>「取組」</p>
P5	<p>(誤字修正) 「大量の帰宅困難者が一斉に帰宅すると、…」 「また、災害発生後すぐに帰宅すると二次被害に逢う可能性があり、大変危険です。」 「従業員や利用客の保護」 「要援護者への配慮」 「建物の安全点検チェックリスト」</p>	<p>「大勢の帰宅困難者が一斉に帰宅すると、…」 「また、災害発生後すぐに帰宅すると二次被害に遭う可能性があり、大変危険です。」 「従業員や利用者の保護」 「災害時要援護者への配慮」 「施設の安全点検チェックリスト」</p>
P6	<p>(誤字修正) 「建物の安全確認」 「電子掲示板や放送設備等の定期的な確認」</p>	<p>「施設の安全点検」 「電子掲示板や放送設備等の定期的な点検」</p>
P8	<p>(時点修正) 災害用音声お届けサービス NTTドコモ、au、ソフトバンクモバイル 「…各社の災害対策用アプリをインストールしたスマートフォン等から同じ通信事業者の利用者あてに送信できます。 詳細は各社で異なるため、各社のホームページで確認してください。」</p>	<p>災害用音声お届けサービス NTTドコモ、au、ソフトバンクモバイル、<u>ウィルコム、イーモバイル</u> 「…対応する携帯電話、PHS、各社の災害対策用アプリをインストールしたスマートフォンから利用できます。 詳細は各社のホームページで確認してください。」</p>

P9	<p>(誤字等修正) 「駅前広場」 「従業員・利用客の安否確認」 「安全の場合」 「待機場所」 施設の安全点検の結果、安全な場合は施設内待機で、満杯の場合は一時滞在施設へ案内、危険な場合は広域避難場所等へ誘導 「軽いケガや病気の手当て、要援護者への配慮・・・」</p>	<p>「駅前広場等」 「従業員・利用者の安否確認」 「安全な場合」 「避難場所」 施設の安全点検の結果、安全な場合は施設内待機で、<u>収容能力を超えた場合、あるいは危険な場合は一時滞在施設又は広域避難場所等へ案内</u> 「一時滞在施設では、軽いケガや病気の手当て、災害時要援護者への配慮・・・」</p>
P10	<p>(誤字修正) 「東西自由通路の滞留状況確認や入場制限は川崎区で行います。」 「利用客」 「施設点検(可能な限り速やかに実施)」 「満杯の場合」 「施設が危険な場合: <u>広域避難場所や近くの避難所へ誘導</u>」 商店街の「駅前広場」 「要援護者等の搬送」</p>	<p>「東西自由通路の滞留状況確認や入場制限は川崎区が関係機関と連携して行います。」 「利用者」 「施設内の安全点検(可能な限り速やかに実施)」 「<u>収容能力を超えた場合</u>」 「施設が危険な場合: <u>一時滞在施設又は広域避難場所等へ誘導</u>」 「駅前広場等」 「<u>災害時要援護者等の搬送</u>」</p>
P12	<p>(誤字修正) 「公立保育園」</p>	<p>「公営保育園」</p>
P13	<p>「要援護者への支援」 「駅前広場」</p>	<p>「災害時要援護者への支援」 「駅前広場等」</p>
P14	<p>(誤字修正) 「なお、電波の都合上、駅と一時滞在施設、あるいは一時滞在施設間で通話ができない場合がほとんどです。 そのため、全施設と通信が可能な情報受発信拠点及び川崎区役所から各施設からの情報を復唱することで、確実な情報共有を図ります。」</p>	<p>「なお、電波の都合上、駅と一時滞在施設、あるいは一時滞在施設間で通話ができないケースが多い状況です。 そのため、全施設と通信が可能な情報受発信拠点又は川崎区役所において、各施設からの情報を復唱するなど、確実な情報共有を図ります。」</p>
P15	<p>(時点修正) 「平成26年3月下旬」</p>	<p>「平成26年3月17日」</p>
P16	<p>一時滞在施設一覧</p>	<p>一時滞在施設に「ラゾーナ川崎プラザ(三井不動産商業マネジメント)」を追加</p>

P17	<p>(追加修正、誤字修正、時点修正)</p> <p>「一時滞在施設とは、大地震の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となって、行きどころのない人を一時的に受け入れる施設です。」</p> <p>「駅周辺に多数の人が集まり、混乱や事故の発生が予測される場合、区役所が安全の確認がとれた施設に開設の要請をします。区役所からの要請を受けて、施設の安全を確認し、受入の準備が整った施設から開設いたします。」</p> <p>一時滞在施設マップ</p>	<p>「一時滞在施設とは、大地震の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となって、行きどころのない人を一時的に受け入れる施設です。(利用者は災害時の施設利用ということ認識し、滞在中の損害等は自己責任となることを理解した上で施設を利用できます。)」</p> <p>「駅周辺に多数の人が集まり、混乱や事故の発生が予測される場合、区役所が安全の確認がとれた施設に開設の要請をします。区役所からの要請を受け、受入の準備が整った施設から開設します。」</p> <p>一時滞在施設マップ 「ラゾーナ川崎プラザ」を追加、川崎アゼリアについて、川崎駅直結に修正</p>
P18	<p>(誤字修正)</p> <p>「主要ターミナル駅ごとの協議会の設置」</p> <p>「各主体の役割の確認」</p> <p>「発災時」</p> <p>「火災、建物の傾き、沈下、ひび割れ、鉄筋露出、コンクリート剥落、設備損傷、地割れ、等」</p>	<p>「主要駅ごとに協議会を設置」</p> <p>「各主体の役割確認」</p> <p>「大地震発生時」、「大地震の発生により、大勢の帰宅困難者が駅前に滞留」</p> <p>「火災、建物の傾き、地割れ、沈下、ひび割れ、鉄筋露出、コンクリート剥落、設備等損傷等」</p>
P19	<p>(誤字修正)</p> <p>「備蓄の設置場所・・・」</p>	<p>「備蓄の保管場所・・・」</p>
P21	<p>(誤字修正)</p> <p>「駅前広場」</p> <p>「広域避難場所に」</p> <p>「利用客」</p> <p>「建物」</p> <p>「高齢者」</p>	<p>「駅前広場等」</p> <p>「一時滞在施設又は広域避難場所等に」</p> <p>「利用者」</p> <p>「施設」</p> <p>「高齢者」</p>
P22	<p>(誤字修正)</p> <p>「定員を・・・」</p> <p>「周辺の商業施設で・・・」</p>	<p>「収容能力を・・・」</p> <p>「周辺の商業施設でも・・・」</p>
P23	<p>(誤字修正、時点修正)</p> <p>「九都県市で災害時に協力の支援について協定を締結した、災害時帰宅支援ステーションでは、・・・」</p> <p>店舗一覧(平成25年10月8日現在)</p>	<p>「災害時に徒歩で帰宅する人たちを支援する店舗等です。災害時帰宅支援ステーションでは、・・・」</p> <p>店舗一覧(平成26年3月4日現在に修正)</p>

P24	(誤字修正) 「 <u>稲田</u> 公園」	「 <u>稲毛</u> 公園」
P25	(誤字修正) 「…約40～60 <u>キ</u> ロ前後…」	「…約40～60 <u>kg</u> 前後…」